

②一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理(収集運搬)を委託する方法

自己搬入できない場合は、下記の民間事業者処理(収集運搬)を委託してください。

事業系一廃



【令和4年3月】
順不同

会津若松市一般廃棄物処理業(収集運搬)許可業者一覧

No.	名称	住所	電話番号	産廃※1
1	会津若松市一般廃棄物協業組合	会津若松市神指町大字南四合字才ノ神461番地	0242-29-5388	○ ※2
2	株式会社ジー・エス・ピー	会津若松市神指町東城戸216番地	0242-22-2929	○
3	株式会社佐藤総業	会津若松市一箕町大字八幡字柏木13番地2	0242-24-5933	○
4	松浦商事株式会社	会津若松市神指町大字南四合字幕内西351番地2	0242-27-4433	○
5	会津清掃有限公司	会津若松市日新町3番54号	0242-27-0269	○
6	第一清掃有限公司	会津若松市高野町大字中沼字沼木56番地	0242-25-2512	
7	河東ダスト	会津若松市河東町金田字藤倉新田66番地	0242-75-3947	
8	河東クリーン	会津若松市河東町倉橋字槻木67番地	0242-75-3497	

※1 産廃…福島県産業廃棄物処理(収集運搬)業者の略。丸印のある業者には、産業廃棄物の処理委託も可能です。許可の範囲などは直接業者に確認してください。

※2 会津若松市一般廃棄物協業組合については、各組合員が産廃の許可を受けています。

**許可を受けていない業者には、
ごみの運搬や処分を委託できません。**

廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、市の許可を受けた業者など、法令で決められた者に委託しなければなりません。これに違反した場合は、5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金又はその両方が課せられます。

産業廃棄物はこちら

許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。

お問い合わせ先

産業廃棄物処理業者の紹介

一般社団法人
福島県産業資源循環協会

TEL 024-524-1953

お問い合わせ先

産業廃棄物に関する相談

福島県
産業廃棄物課

TEL 024-521-7264

